

公益社団法人大阪精神科診療所協会広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人大阪精神科診療所協会（以下「本協会」という）定款第3条の法人の目的に賛同するものが、有料広告の掲載を以て本協会の財政に寄与することを希望する場合、本協会が管理する資産を広告媒体として活用することに関して必要な事項を定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この要綱に基づき判断を行うものとする。

(広告媒体)

第2条 広告媒体とは、次に掲げる本協会資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 本協会の広報印刷物
- (2) 本協会の広報メール
- (3) 本協会のWEB ページ
- (4) その他、広告媒体として活用できる資産で本協会が個別に定めるもの

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 本協会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査にあたっての基本的な考え方)

第4条 本協会が広告を審査する場合には、この要綱の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第5条 この要綱に掲げるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途取扱要領を作成することができる。

(掲載する広告の要件)

第6条 広告の内容は、本協会の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、規則等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (6) 個人の宣伝に係るもの
- (7) あたかも本協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの

(8) その他、掲載する広告として適当でないと本協会が認めるもの

(広告掲載の中止等)

第7条 広告主が次のいずれかに該当するときは、広告の掲載期間中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 本協会の名誉または信用を失墜し、業務を妨害又は事務を停滞させるような行為があった場合。
- (2) 倒産、破産等により広告掲載の必要がなくなった場合。または社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合。
- (3) その他、本協会が特に必要と認める場合。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は本協会の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本協会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年9月22日から施行する。